

No.	契約の名称	契約日	契約金額	予定価格	契約の相手方の名称	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
2	令和7年度 宜野湾市都市交通マスタープラン改定業務委託	令和7年7月28日	6,930,000	6,930,000	株式会社 中央建設コンサルタント	第167条の2 第1項第6号	<p>本市では、平成23年度に「宜野湾市都市交通マスタープラン」（以下、本市都市交通マスタープラン）を策定し、各種施策に取り組んできた。策定から10年以上が経過し、近年では都市交通を取り巻く社会環境が大きく変化しているため、早急な改定作業が求められる。</p> <p>「宜野湾市都市交通マスタープラン改定業務委託」（以下、本業務委託）は、令和6年度業務である「宜野湾市都市交通実態調査業務委託」（以下、交通実態調査業務委託）の継続業務であり本市都市交通マスタープラン改定を目的としている。交通実態調査業務委託は公募型プロポーザル方式にて受託者を選定しており、特定テーマは「都市交通マスタープラン改定の進め方について」にて、交通実態調査から本市都市交通マスタープラン改定完了までの企画提案を網羅的に評価し、左記業者を選定した経緯があり、継続して履行させた場合、履行期間の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な履行が確保できる等有利であると認められることから、競争入札に適さないと判断し、左記の業者を契約の相手とした。</p>	